

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2023 年 10 月 2 日

住友ベークライト株式会社

2023年10月2日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都品川区東品川二丁目5番8号
住友ベークライト株式会社
代表取締役社長 藤原 一彦



当社は、住ベ情報システム株式会社（以下、「住ベ情報システム」といいます。）との間で締結した2023年8月1日付の吸収合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、住ベ情報システムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関して、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）

会社法第784条の2の規定に基づき、本吸収合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

住ベ情報システムは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条第2項の規定による反対株主は存在しませんので、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

住ベ情報システムは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

住ベ情報システムは、会社法第789条第2項の定めに基づき、2023年8月1日付で官報に公告し、かつ、知れている債権者への各別の催告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併であり、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の定めに基づき、2023 年 8 月 1 日付の電子公告において、株主に対する公告を行いました。本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併であり、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、株式の買取請求を行うことのできる株主は存在しませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の定めに基づき、2023 年 8 月 1 日付の官報および電子公告において、債権者に対する公告を行いましたが、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、住ベ情報システムの資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
本吸収合併に係る変更登記は、2023 年 10 月 2 日以降速やかに申請する予定です。
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条ならびに
会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2023 年 8 月 1 日

住友ベークライト株式会社

住ベ情報システム株式会社

2023年8月1日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都品川区東品川二丁目5番8号
住友ベークライト株式会社
代表取締役社長 藤原 一彦



東京都品川区東品川二丁目5番8号
住ベ情報システム株式会社
代表取締役社長 平井 俊也



住友ベークライト株式会社（以下、「住友ベークライト」といいます。）と住ベ情報システム株式会社（以下、「住ベ情報システム」といいます。）は、2023年8月1日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、住友ベークライトを吸収合併存続会社、住ベ情報システムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条ならびに会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

住友ベークライトは、本吸収合併に際して、住ベ情報システムに対して株式その他の金銭等の交付を行いませんが、住友ベークライトは住ベ情報システムの発行済株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

住友ベークライトは、有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提

出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」または住友ベークライトの以下のウェブサイトよりご覧いただけます。

<https://www.sumibe.co.jp/ir/shareholder/index.html>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

住友ベークライトの2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は217,223百万円、負債の額は90,939百万円です。また、住友ベークライトの2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は311百万円、負債の額は142百万円です。いずれの会社においても、その後これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収合併の効力発生日以後においても、住友ベークライトの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。加えて、本吸収合併の効力発生日以後における住友ベークライトの負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、住友ベークライトの負担する債務については、本吸収合併の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙 1 吸収合併契約書



吸収合併契約書

住友ベークライト株式会社（以下、「甲」という。）と住ベ情報システム株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲 商号：住友ベークライト株式会社
住所：東京都品川区東品川二丁目5番8号
- (2) 乙 商号：住ベ情報システム株式会社
住所：東京都品川区東品川二丁目5番8号

第3条（合併に際して交付する金銭等およびその割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して甲の株式またはこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第4条（甲の資本金および準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金、資本準備金および利益準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併承認手續）

- ① 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
- ② 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（本契約の変更および解除）

甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本合併に係る条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2023年8月1日

東京都品川区東品川二丁目5番8号
甲 住友ベークライト株式会社
代表取締役社長 藤原 一彦



東京都品川区東品川二丁目5番8号
乙 住ベ情報システム株式会社
代表取締役社長 平井 俊也



別紙2 住ベ情報システム株式会社の最終事業年度に係る
計算書類等

決 算 資 料

第 33 期

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

住ベ情報システム株式会社

第 33 期 事業報告書

1. 営業の経過及び成果

今第 33 期の総売上高は 841 百万円と、前期実績 765 百万円に対し、76 百万円（率 9.9%）の増加となりました。

これを売上高種類別にみますと、住友ベークライト㈱の運用・保守および各社業務支援は SB カワスミ㈱の業務支援が増え 620 百万円で前期比 85 百万円増（率 15.9% 増）となり、ソフト開発は 212 百万円で前期比 10 百万円減（率 4.7% 減）、その他は 9 百万円で前期とほぼ同額となりました。

ソフト開発につきましては、前期に引き続き RPA 導入・展開支援、セキュリティ対策の強化、インフラ関係の整備を実施しました。また、スターオフィスに代わる次期グループウェアの desknet's NEO の導入支援を実施しました。更に引き続き SB カワスミ㈱のインフラおよびシステム統合支援も実施しました。その他業務システム改善の一環として、営業関連システム、尼崎工場、静岡工場、宇都宮工場および鹿沼工場の製造部関係システム開発、秋田住友ベークライト㈱、九州住友ベークライト㈱、住ベシート防水㈱、Sumitomo Bakelite Singapore Pte., Ltd. 等国内外関係会社のシステム開発および支援業務を実施しましたが、ソフト開発全体の売上高といたしましては減少となりました。

一方、利益につきましては、売上高の増加に伴い、営業利益 28 百万円（前期比 1.0 百万円増）、経常利益 28 百万円（前期比 1.0 百万円増）、当期純利益 17 百万円（前期比 5 百万円増）という結果となりました。

今期の利益処分につきましては、1 株につき 5,000 円の配当金とさせて頂きたいと存じます。今後の収益の推移につきましては、必ずしも樂觀できませんが、一層の業務改善を進め、株主両社のご期待に応える所存でありますので、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2. 計算書類作成会社の現況

(1) 事業所の状況

本社	東京都品川区
静岡事業所	静岡県藤枝市
尼崎システム部	兵庫県尼崎市
栃木システム部	栃木県宇都宮市および鹿沼市
秋田システム G	秋田県秋田市
九州システム G	福岡県直方市

(2) 株式の状況

① 株式数	発行する株式の総数	1,600 株
	発行済み株式の総数	1,000 株
② 当期末株主数		2 名

(3) 従業員の状況

従業員数	81 名
------	------

3. 企業結合の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は住友ベークライト株式会社であり、当社の株式を 75% 保有している。

4. 取締役および監査役（2023年3月31日現在）

氏名	計算書類作成会社における地位	主な職業
中村 隆	代表取締役社長	住友ベークライト㈱ 専務執行役員
林 史郎	取締役	住友ベークライト㈱ 情報システム部長
伊達木 大輔	取締役	
安倉 誠	取締役	日本電気㈱ 第二製造業ソリューション統括部長
深見 祥平	監査役	住友ベークライト㈱ 経理企画本部予算部

5. 大株主（2023年3月31日現在）

大株主名	所有株式数(議決権比率)	当社の大株主への出資状況
住友ベークライト株式会社	750株 (75%)	無し
日本電気株式会社	250株 (25%)	無し

(その他については、該当事項はありません)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	<u>311,552,948</u>	負 債 の 部	<u>142,908,050</u>
流 動 資 産	283,652,948	流 動 負 債	142,908,050
現金および預金	135,232,948	買掛金	886,600
売掛金	55,919,000	未払費用	28,406,924
仕掛品	32,391,000	未払法人税等	11,899,234
未収入金	410,000	未払消費税	17,079,592
関係会社預け金	60,000,000	未払事業所税	635,700
貸倒引当金	△ 300,000	賞与引当金	84,000,000
固 定 資 産	27,900,000	純 資 産 の 部	<u>168,644,898</u>
繰延税金資産	27,900,000	株主資本	168,644,898
		資本金	50,000,000
		利益剰余金	118,644,898
		利益準備金	11,500,000
		その他利益剰余金	107,144,898
		繰越利益剰余金	107,144,898
資 産 合 計	311,552,948	負債および純資産合計	311,552,948

損益計算書

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	840,761,000
売 上 原 価	812,822,896
売 上 総 利 益	27,938,104
営 業 利 益	27,938,104
営 業 外 収 益	13,270
受 取 利 息 雑 収 入	13,270
営 業 外 費 用	—
経 常 利 益	27,951,374
税 引 前 当 期 純 利 益	27,951,374
法人税、住民税および事業税	15,500,000
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,300,000
当 期 純 利 益	16,751,374

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000,000	11,000,000	95,893,524	106,893,524	156,893,524	156,893,524
当期変動額						
剰余金の配当		500,000	△5,500,000	△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000
当期純利益			16,751,374	16,751,374	16,751,374	16,751,374
株主資本以外の項目 の当期変動額						
当期変動額合計	0	500,000	11,251,374	11,751,374	11,751,374	11,751,374
当期末残高	50,000,000	11,500,000	107,144,898	118,644,898	168,644,898	168,644,898

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等以外のもの) 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券(市場価格のない株式等)……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、中小法人の法定繰入率により計算した限度額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1:顧客との契約を識別する。
- ステップ2:契約における履行義務を識別する。
- ステップ3:取引価格を算定する。
- ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5:履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、コンピュータに関するソフトウェア開発及び運用・保守の受託を主な事業としており、このような役務の提供につきましては、成果物の引渡時点において顧客が当該成果物に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該成果物の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客への財の移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引、割戻しおよび付加価値税等の税金を控除後の金額で測定しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内外への役務提供において、出荷時から当該成果物の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の会計処理の方法は、税抜き方式によっております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	0	0	1,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,000	5,000.00	2022年3月31日	2022年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,000	5,000.00	2023年3月31日	2023年6月22日

監 査 報 告 書

私、監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第23条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年 5月23日

住ベ情報システム株式会社

監査役 深見 祥平

